

## 扶桑町監査公表第4号

### 随時（財産管理）監査結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項に基づき、財産の管理状況の監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和8年9月1日

扶桑町監査委員 間 宮 勝 則

扶桑町監査委員 澤 田 憲 宏

## 1. 監査の対象

扶桑町学校給食共同調理場

## 2. 監査実施日

令和8年8月4日（火）

## 3. 監査の方法等

扶桑町行政財産のうち上記施設について、施設が適切に管理されているかを、施設の管理状況調書、財産台帳、関係諸帳簿等の提出に加え、関係職員の説明により、書類審査及び現地調査を実施した。

## 4. 施設の概要等

扶桑町学校給食共同調理場

所在地 扶桑町大字柏森字平塚370番地の一部

概 要 土地3,396.39㎡

建物2,019.76㎡

昭和44年に前調理場が完成し、昭和45年4月から運用を開始したが、約40年が経過したことにより施設・設備の老朽化が進み、食品衛生管理や労働安全の確保が困難となったことから、新調理場を建設することとなった。平成23年8月4日に竣工式を行い、同年9月1日より給食の提供を開始した。

## 5. 監査の結果及び意見

施設は整備され、清掃も行き届いていることを確認した。一方で、次の点についての改善または検討が必要である。

### （1）計画的な維持管理について

学校給食共同調理場は、児童・生徒に安全で安心な給食を安定的に提供するための重要な施設である。建設から15年以上が経過し、今後、施設及び設備の経年劣化に伴う修繕費の増加が見込まれる。

特に、調理場では水回り、配管、給排水設備及び加熱調理設備など、日常的に使用する設備が多く、これらについては、目に見えない部分も含め、経年劣化による故障や不具合が発生することが想定される。突発的な故障が発生した場合、予算の流用等によるその都度の対応では、修繕までに時間を要し、給食の安定的な提供に支障を及ぼすおそれもある。

このため、施設及び設備について、劣化状況や耐用年数等を踏まえた点検・調査を行い、今後必要となる修繕箇所、実施時期及び概算費用等を整理した中長期的な修繕計画を策定し、計画的な維持管理に努められたい。

また、大規模修繕等には多額の財源が必要となることから、将来的な財政負担を平準化する観点からも、修繕計画と併せて必要な財源を計画的に確保することが重要である。基金の積立てを含め、将来の大規模修繕に備えた財源確保の方法について検討されたい。

さらに、給食の提供に伴い発生する食品ロスについても、その実態や発生要因を把握し、廃棄量の削減に向けた取組について検討されたい。また、夏休みの料理教室等については、学校給食共同調理場という施設の特性を生かし、児童・生徒や保護者等が食育や調理への理解を深める機会となるよう、参加者の拡大や内容の充実について検討されたい。

学校給食共同調理場が今後も長期にわたり安全かつ安定的に機能するよう、施設・設備の計画的な維持管理と財源の確保を一体的に進めるとともに、食品ロスの削減や食育の充実にも取り組まれたい。